介護サービス事業所管理者 各位

八王子市福祉部高齢者いきいき課

法人役員等の勤務における勤務延時間数について (通知)

日頃より、本市の介護保険事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。 介護サービス事業所の勤務形態において、法人役員等が、常勤の従業者が勤務すべき時間

介護サービス事業所の勤務形態において、法人役員等か、吊動の促業者が勤務すべざ時数を超えて勤務している事例が見受けられます。

法人役員等であっても、介護サービス事業所の業務に従事する場合は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数が上限となりますので、下記のとおり厳守をお願いします。

記

1. 従業員1人につき、勤務延時間数に算入できる時間数は、当該事業所において常勤の 従業者が勤務すべき時間数を上限とする。

例えば、常勤が勤務すべき時間数が 4 週で 160 時間の事業所において、法人役員等であって 4 週で 172 時間勤務する従業員であっても、160 時間を上限とすること。

2. 法人役員等が、常勤が勤務すべき時間数を超えて勤務することで、人員基準や加算要件を満たすことは認められないので、注意すること。

## 参考

「八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び八 王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービ ス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」の該当 部分抜粋

## 第二 総論

(2)「勤務延時間数」

勤務表上、当該居宅サービス事業又は介護予防サービス事業に係るサービスの提供に 従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

## (3)「常勤」

当該指定居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る時間数を定められている場合は、週32時間を基本とする。)に達する勤務体制を定められていることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を週30時間として取り扱うことを可能とする。

(略)

(問い合わせ先)

福祉部高齢者いきいき課

事業者指定担当

電話:042-620-7452

FAX: 042-623-6120